

つくば市記者会 御中

発信日：平成30年 11月16日（金）

発信元：つくば市総務部人事課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

懲戒処分の公表について



「つくば市職員の懲戒処分等に関する公表基準」に基づき、職員の懲戒処分について公表します。

1 処分の概要

(1) 被処分者	こども部幼児保育課 主事 24歳 男性
処分年月日	平成30年11月16日
処分の内容	停職5月
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
概要	平成30年11月3日未明に、酒気帯び運転で自家用車を運転していたところ、警察に検挙された。
管理監督責任	部長及び次長 厳重注意（口頭） 課長及び課長補佐 厳重注意（文書）

(2) 被処分者	生活環境部 次長 56歳 男性
処分年月日	平成30年11月16日
処分の内容	減給10分の1を1月
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号
概要	平成30年7月31日（火）午後10時10分頃、つくば市上横場付近の県道において、飲食店駐車場から片側3車線の道路に右折で出る際、右から来たバイクと衝突し、相手方は全治3月以上の重傷となった。

2 市長コメント

このたびは、本市の職員が市民の皆様の信頼を裏切り、多大なる御迷惑をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止に万全を期すとともに、市民の不信を招くような行為を厳に慎むよう、更に綱紀の保持を徹底させます。